

岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金に関するQ & A

＜支援金の交付対象について＞

1	開設者が市町村等の場合も対象となりますか。	対象となります。
2	休止中の施設等は交付の対象に含まれますか。	令和7年4月1日時点で休止中の施設等は対象となりません。
3	近いうちに施設等を廃止する予定ですが、交付の対象となりますか。	令和7年4月1日から令和7年9月30日までに休止又は廃止予定の施設等は対象となりません。（災害その他やむを得ない事由によるものは除く。）
4	今後、開設予定の施設等も交付の対象となりますか。	令和7年4月1日時点で開設、運営していないものは対象となりません。
5	開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。	施設等の所在地が岐阜県内であれば対象となります。
6	令和6年度以前に実施された物価高騰対策支援金の対象施設等は、今回も支援金の対象となりますか。	前回までの支援実績や、足元の物価高騰の状況を踏まえ、対象となるサービス種類を見直しております。詳細は支援金交付要綱別表1をご確認ください。
7	訪問系のサービスが支援金の対象に含まれていないのはなぜですか。	足元の物価高騰の状況等を踏まえ、今回の支援金の対象となる経費は利用者へ食事を提供する際にかかる「食材料費」としております。よって利用者への食事提供が想定されないサービスにつきましては、今回の支援金の対象には含まれておりません。
8	交付要綱別表1により支援金の対象となっているサービスですが、利用者に食事提供は行っておりません。この場合、支援金を申請することはできますか。	交付要綱別表1により支援金の対象となっているサービスでも、利用者に食事を提供していない場合は、支援金の対象サービスとはなりません。

＜他の支援金等との関係について＞

1	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、岐阜県の他の物価高騰対策支援金を申請することは可能ですか。	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合は、各種別ごと（障害者施設、高齢者施設等）に県の支援金を申請することが可能です。なお、対象となる施設等については、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱に定めていますので、ご確認ください。
2	同じ事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供するため（障害者総合支援法上）の共生型サービスを実施している場合は、主たる介護保険サービスにより高齢者施設等物価高騰対策支援金として申請してください。
3	同様の支援金等を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定ですが、県の支援金を受け取ることはできますか。	他団体から同様の支援金等の受給（予定を含む）等の有無に関わらず、本支援金を受け取ることが可能です。ただし、本支援金を受け取った場合に他の支援金等を受け取ることができるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

＜申請方法について＞

1	申請書はどのように提出しますか。	ポータルサイトよりオンライン申請してください。ただし、やむを得ない場合については申請様式を支援金事務局宛郵送してください。
2	FAXや電子メールでの申請はできますか。	FAXや電子メールでの申請はできません。
3	申請の受付期間はいつまでですか。	令和7年7月7日（月）～令和7年8月8日（金）までです。（郵送の場合、令和7年8月8日（金）当日消印有効）
4	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、申請はまとめて行う必要がありますか。	「障害者施設」「高齢者福祉施設等」の区分ごとに申請してください。なお、提出時期は同時でなくても構いません。
5	複数の高齢者施設等を運営している場合、施設ごとの申請ですか、それとも法人でまとめて申請ですか。	法人単位で申請してください。様式2に交付対象となるすべての施設等を記入ください。

6	支援金額算定調書（様式2）において、申請する施設等数が入力行より多い場合、どうすればよいですか。	支援金額算定調書（様式2）を複数枚作成してください。
7	施設等の開設者と、実際の運営主体が異なる場合、どちらから申請すればよいですか。	原則、開設者より申請してください。 ただし、市町村等が開設者で指定管理を行っている施設等については、指定管理先の運営主体から申請することも可能ですが、指定管理が行われていることが確認できる書類を添付してください。
8	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいですか。	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
9	過去に県への口座登録（債権者登録）を行ってあるが、あらためて「振込先確認書（様式3）」を提出する必要がありますか。	県への口座登録（債権者登録）の有無に関わらず、「振込先確認書（様式3）」を提出願います。
10	短期入所生活介護又は短期入所療養介護については、支援金の対象となりますか。	空床型の短期入所生活介護又は短期入所療養介護は、支援金の対象となりません。本体施設の定員と重複するためです。 一方で、併設型や単独型は支援金の対象となります。 各施設においてサービス提供形態を確認したうえで申請してください。
11	入所施設において、同一施設内で従来型とユニット型がある場合、それぞれの定員ごとに2行に分けて申請すればよいですか。	同一の施設種別で従来型とユニット型がある場合は、それぞれの定員を合算して1施設として申請してください。 <u>なお、施設種別が異なる場合は、合算することなく申請してください。</u> <u>（例：介護老人福祉施設（従来型）と地域密着型介護老人福祉施設生活介護（ユニット型）の場合は、合算せず、それぞれの施設種別で申請）</u> また、事業所番号が異なる場合には、いずれか1つの事業所番号を入力して申請してください。
12	みなし指定を受けている事業所は支援金の対象となりますか。	保険医療機関（病院又は診療所）におけるみなし指定事業所は支援金の対象になりません。 介護老人保険施設又は介護医療院におけるみなし指定事業所のうち、通所リハビリテーション事業所は支援金の対象となります。ただし、この場合においても、老健等とは別に通所リハビリテーションのサービスを提供するスペースがあり、実際にサービスを提供している必要があります。
13	軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護事業所として指定を受けている場合、どちらのサービス種類で申請すればよいか。	軽費老人ホームまたは養護老人ホームとして申請してください。

<支援金の交付等について>

1	支援金の交付はいつ頃になりますか。	令和7年9月末までに交付します。
2	支援金の交付が決定した旨の通知は届きますか。	交付が決定した旨の通知は行いません。なお、オンライン申請の場合は、ポータルサイトのマイページにて状況（ステータス）が確認できます。
3	不交付となることはありますか。	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請書類不備があった際に期日までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
4	申請書類の申請状況等を確認したいがどうしたらよいですか。	オンライン申請の場合は、ポータルサイトのマイページにて状況（ステータス）が確認できます。審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いたします。
5	実績の報告は必要ですか。	本支援金に係る実績の報告は不要です。
6	支援金の用途制限はありますか。	本支援金は、食材料費高騰の影響を受ける施設等の持続的なサービス提供を支援するために交付されるものであり、支援金の趣旨を踏まえ適切にご対応いただくようお願いします。